

議案第十九号

港区教育委員会会議規則の一部を改正する規則について

令和七年三月十日

港区教育委員会

令和7年3月10日
教育委員会議案資料 No. 1

港区教育委員会会議規則の一部を改正する規則（案）

港区教育委員会会議規則（昭和三十一年港区教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「毎月第二月曜日に開会する。ただし、」を「毎月第二及び第四木曜日に開会する。ただし、」に改める。

付 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

港区教育委員会会議規則新旧対照表

現 行	改 正 案
○港区教育委員会会議規則 昭和三十一年九月二十五日 教育委員会規則第一号 第一章 総則 (中略) 第三条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。 2 定例会は、毎月第二月曜日に開会する。ただし、その日が休日のとき、又は特別の事由があるときは、教育長は、期日を変更し又は休会することができる。 (中略)	○港区教育委員会会議規則 昭和三十一年九月二十五日 教育委員会規則第一号 第一章 総則 (中略) 第三条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。 2 定例会は、毎月第二<u>及び第四木</u>曜日に開会する。ただし、その日が休日のとき、又は特別の事由があるときは、教育長は、期日を変更し又は休会することができる。 (中略) <u>付 則</u> <u>この規則は、令和七年四月一日から施行する。</u>

教育長室

港区教育委員会会議規則の一部を改正する規則について

審議内容

港区教育委員会の定例会開会日を毎月第2及び第4木曜日に変更するため、港区教育委員会会議規則の一部を改正します。

1 改正理由

教育委員会の定例会について、運営の都合上、開会日とする曜日を変更します。

2 改正内容

定例会の開会日を毎月第2月曜日から第2及び第4木曜日に改めます。

3 施行期日

令和7年4月1日

【参考(現行)】

港区教育委員会会議規則(抄)

第三条 委員会の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎月第二月曜日に開会する。ただし、その日が休日のとき、又は特別の事由があるときは、教育長は、期日を変更し又は休会することができる。